

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
 〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3階
 電話：03-3221-7636 ファックス：03-3221-6674
 グリーン経営認証審査グループリーダー 殿

記入例

「グリーン経営認証」審査申請書

申込日 平成24年4月9日

事業の種類 (該当する事業の種類に○印)	・旅客航路事業 ・内航海運業 ○旅客航路及び内航海運(一括)		
会社名(フリガナ)	エコモセンパク		
会社名	エコモ船舶 株式会社		
代表者氏名(フリガナ)	エコモ イチロウ		
代表者氏名	エコモ 一郎		
資本金	1億2千 万円	全社員数	182 名
申請者氏名(フリガナ)	エコモ タロウ		
申請者氏名	エコモ 太郎		
担当部署/役職	船舶部 船舶部長 (環境保全管理責任者)		
連絡先住所	〒102-0076 東京都千代田区五番町10番地 五番町KUビル3F		
電話/ファックス	TEL: 03-3221-7636	FAX: 03-3221-6674	
Eメールアドレス	taro-ecomo@ecomo.or.jp		
ホームページURL	http://www.ecomo.or.jp/		

※ Eメールアドレスはパソコンをご利用の方のみで、携帯電話の場合は記入不要です。

審査登録対象事業所

対象事業所数※	2 ヶ所	対象事業所の従業員数	計 182 名
チェックリスト作成者名	エコモ 太郎		
担当部署/役職	船舶部 船舶部長 (環境保全管理責任者)		
電話/ファックス	TEL: 03-3221-7636	FAX: 03-3221-6674	

※複数事業所を一括申請するためには、同一のチェックリストで管理されている必要があります。
 「審査登録対象事業所一覧表」にすべての事業所の名称、住所及び審査訪問先、審査希望時期等を記載してください。

■個人情報収集にあたっての告知事項

- ご提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針 (<http://www.ecomo.or.jp/support/privacy.html>) に基づき、管理いたします。
- 個人情報は、グリーン経営認証に関する事務手続きおよび認証取得後の情報提供にのみ使用します。
- 発送業務を個人情報保護体制について一定の水準を満たす外部業者に委託することがあります。
- 個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口
 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 総務部
 電話：03-3221-6672 FAX：03-3221-6674 E-mail：ecomo_kojin@ecomo.or.jp

弊社は、グリーン経営審査登録の申請にあたり、「グリーン経営認証取得の手引き」に記載された事項を遵守することを承諾いたします。

平成24年4月6日
 組織名 エコモ船舶 株式会社
 代表者名 エコモ 一郎



申請書は原紙を郵送してください。
 ファックスによる提出は受け付けておりません。送付先は左記の住所です。

申請書の提出日を記入してください。

該当する事業に○を付けてください。
 ◆一つの事業所で、旅客船事業と内航海運業とを兼業しており、グリーン経営の取り組みを一本化して行っている場合には、その事業所について旅客船事業及び内航海運業の登録申請を一括して行うことができます。
 ◆複数事業所一括申請で、A事業所は兼業、B事業所は旅客船事業(又は内航海運業)の場合にも両事業一括申請できます。
 ◆複数事業所一括申請で、A事業所は兼業、B事業所は旅客船事業、C事業所は内航海運業の場合には、両事業一括申請はできません。

御社の会社名を記入してください。支店や事業所単位で申請される場合でも支店・事業所名ではなく会社名を記入して下さい。

会社の代表者名(社長名)を記入して下さい。
 支店等で申請される場合でも社長名を記入して下さい。

支店等の単位で申請される場合でも、支店等の社員数ではなく、全社員数を記入して下さい。

当財団と審査登録における諸連絡をさせていただきご担当の方の氏名、担当部署/役職、連絡先、パソコンのメールアドレスをご記入ください。(責任者の方のお名前でも結構です。)

ご記入いただいた場合は、当財団および国交省のホームページの「登録事業所一覧」よりリンクいたします。

審査登録を希望する全事業所の総従業員数を記入して下さい。

チェックした方の氏名、担当部署/役職、連絡先をご記入ください。

審査、登録を希望される事業所の数をご記入ください。
 1ヶ所の場合でも必ずご記入ください。

会社の代表者が「グリーン経営認証取得の手引き」の内容を了解して、審査登録の申請書を提出することを最終的に決定・承認した日付を記入して下さい。

会社名をご記入ください。支店や事業所単位でご申請いただく場合は、支店名や事業所名でも結構です。

支店や事業所単位でご申請いただく場合は、支店長名や事業所長名でも結構です。

印は、社印でも代表者の個人印でも結構です。

旅客船事業・内航海運業の場合に認証申請ができるのは、
 ◆海上運送法の定めによる海上運送事業の許可を受けている、
 または、事業の届出をしている事業者
 ◆内航海運業法の定めによる内航海運業の登録を受けている、
 または、事業の届出をしている事業者
 となります。

審査登録対象事業所名称／住所を記入します。
 こちらは、そのまま認証登録証に明記される名称／住所と
 なりますので、正確にご記入ください。

◆こちらへは、申込日(発送まで数日要する場合は
 発送日を基準に考えて下さい)から3週間後以降の
 平日で希望日を設定してご記入ください。
 (土日祝祭日は審査を受け付けていません。)
 ◆「△月上旬」や「いつでも可」等のように
 ご記入いただいても結構です。

認証登録の単位は、
 「船舶の主たる管理を行っている事業所」
 となります。

記入例

審査登録対象事業所一覧表

(別紙1)

	登録対象 事業 (該当するものに ○をする)	事業所名称 (例：○○会社△△支店□□営業所)	住 所	審査 訪問先	審査希望時期(年/月/日)			運航船舶数 (社船及び 定期備船)
					第一希望	第二希望	第三希望	
1	旅客、内航、 ○両事業	エコモ船舶(株) 東京本社	〒 102-0076 東京都千代田区五番町10番地	○	24 / 5 / 18	24 / 5 / 19	24 / 5 / 20	5 隻
2	○旅客、内航、 両事業	エコモ船舶(株) 神戸支社	〒 ***-**** 兵庫県神戸市***区***丁目○番地○号		/ /	/ /	/ /	2 隻
3	旅客、内航、 両事業		〒		/ /	/ /	/ /	隻
			〒		/ /	/ /	/ /	隻
7	旅客、内航、 両事業		〒		/ /	/ /	/ /	隻

実地審査を希望する事業所に
 ○印を記入してください。
 複数事業所の場合、**半数以上**
 の事業所を実地審査致します。
 複数の事業所で実地審査を受ける場合に
 は、**一番最初に実地審査を受ける
 事業所には◎をつけて下さい。**

書類審査の事業所の環境保全管理責任者は
 ◎の事業所の審査に同席して
 書類の抜き取り審査を受けて頂きます。

自社で運航管理して燃料費を負担している船舶
 (社船及び定期備船)の隻数を記入します。
 グリーン経営認証登録における管理対象船となります。
 運航委託船及びスポット備船は、認証登録の管理
 対象となりません。

申請書受理後に、希望日又は希望期間の中から
 審査日を決定いたします。
 決定後、審査日や見積書を書面にてご連絡致します。

計算式が入っているので
 自動的に合計されます。

計 7 隻

■(複数事業所一括登録申請の場合) 審査登録対象事業所の半数の事業所を現地審査しますので、審査訪問先欄にご希望の半数の事業所に○印を付けて下さい。
 (審査登録対象事業所数が奇数の場合は切り上げます。例：5事業所→3事業所) また、初日の審査では当該事業所の審査及び現地審査対象外の事業所についての書類の抜き取り審査を行いますので、現地審査対象外の事業所の環境保全管理責任者にも同席して頂きます。○印を付けた事業所の中から、最初に審査する事業所に◎印を付けて下さい。その他の現地審査は各事業所での実施状況を審査します。

■2年後の更新審査時には、今回現地審査を実施していない事業所は、必ず現地審査の対象となります。

■(旅客航路事業及び内航海運業の一括申請) 原則は事業ごとに申請をしていただきますが、一つの事業所で旅客航路事業と内航海運業を兼業しており、グリーン経営の取組
 みを事業所として一本化して行っている場合は両事業一括申請が可能です。なお、複数事業所一括申請の場合で、一つ以上の事業所で両事業を兼業していれば、他の全ての事
 業所は旅客航路事業のみを行っている場合又は内航海運業のみを行っている場合でも両事業一括申請は可能となります。

